平成２１年（フ）第３０９号
愛知県高浜市田戸町２丁目２番地24
破産者　青木　　登
１　期日　平成22年６月７日午後４時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月31日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８２２号
愛知県西尾市下町築山36番地２
破産者　浅井　貞子
１　期日　平成22年４月19日午後３時50分
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年３月30日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第１８９号
熊本県下益城郡美里町永富371番地
破産者　有限会社西田モータース
異議申述期間　平成22年５月21日まで
平成22年３月31日
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８９５５号
大阪府寝屋川市太秦緑が丘２番５号
破産者　山田　智裕
異議申述期間　平成22年５月25日まで
平成22年３月30日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第５号
栃木県宇都宮市今泉町432番地５
清算株式会社　株式会社ＨＴＫ
代表清算人　田島二三夫
１　決定年月日　平成22年３月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２２年（ヒ）第２０２０号
東京都千代田区麹町５丁目３番地23
清算株式会社　株式会社ビジネスソリューション・ジャパン
代表清算人　石田　政遵
１　決定年月日　平成22年３月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２２年（ヒ）第２０２９号
東京都新宿区新宿３丁目22番７号
清算株式会社　株式会社ミツミネ・フアツシヨンリフオーム
代表清算人　溝口　哲史
１　決定年月日　平成22年３月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２１年（ヒ）第２１１４号
東京都新宿区大久保２丁目１番８号
清算株式会社　株式会社信徳ポミー
１　決定年月日　平成22年３月30日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２１年（ヒ）第４号
福井県三方上中郡若狭町新道59号６番地１
清算株式会社　オニュー製紙株式会社
１　決定年月日　平成22年３月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（ヒ）第２号
愛知県豊田市日南町５丁目７番地１
清算株式会社　株式会社杉浦木材店
１　決定年月日　平成22年３月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所岡崎支部

平成２２年（ヒ）第１号
滋賀県彦根市長曽根南町446番地
清算株式会社　株式会社ジェム
１　決定年月日　平成22年３月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大津地方裁判所彦根支部

特別清算協定認可

平成２１年（ヒ）第１０１号
和歌山市鷹匠町２丁目58番地
清算株式会社　金場工業株式会社
代表清算人　金場　　登
１　決定年月日　平成22年３月29日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算会社は、平成22年４月30日限り本協定認可決定の確定を停止条件として、各債権者に対し、以下の通り支払う。
各債権元本額のうち、10万円以下の部分…元本全額
10万円を超える部分…元本の6.5%
２　清算会社は、前項の支払日までに換価し回収して得た金員から、前項による弁済額、公租公課及び特別清算手続に必要な費用等を控除した残額を、速やかに各債権者に対し、前項による弁済後の残債権元本額に応じて按分して支払い、利息・損害金を含めた残債権全額の免除を受ける。
３　清算会社の有する売掛金債権のうち、第１項の支払い日までに回収できなかった売掛金債権は放棄することを承認する。
４　第１項及び第２項による弁済の後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人は直ちにこれを換価して、債権者らに対し、必要な費用を控除した残額を、その債権額に応じて按分して支払う。この場合、各債権者が第２項の弁済の後にした残債権放棄は、新たにされた弁済の限度で撤回されたものとする。
５　公租公課及び特別清算手続に必要な費用等は随時これを支払う。
６　本協定による債権者への弁済は、債権者の指定する銀行口座に振り込む方法により行ない、振込手数料は債権者の負担とする。なお割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てる。
以上
和歌山地方裁判所民事部

平成２１年（ヒ）第２号
福岡県久留米市国分町御供田1596番地
清算株式会社　大牟田西鉄タクシー株式会社
１　決定年月日　平成22年３月26日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、本協定の認可の決定が確定した日から２か月以内を目途に、換価可能な全資産の換価を終了させる。
２　清算株式会社は、西日本鉄道株式会社（以下「協定債権者」という。）に対し、全資産の換価が終了したときから１か月以内に、全資産の換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
３　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
４　第２項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
福岡地方裁判所久留米支部

監督命令

平成２２年（再）第１号
静岡県熱海市中央町９番７号
再生債務者　坂本　直樹
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　静岡県沼津市御幸町25番33号　Ｍビル１階　はまゆう法律事務所　弁護士　梅田　欣一
平成22年３月29日
静岡地方裁判所沼津支部民事部

監督命令取消

平成２１年（再）第２号
北海道滝川市幸町３丁目３番16号
再生債務者　道央建鉄株式会社
主文　平成21年５月14日にした監督命令を取り消す。
平成22年３月29日　札幌地方裁判所滝川支部